

第142回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年10月12日(火) 午後2時50分
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎 21階 委員会室 (Web併用会議)
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 2番 | 前 田 福 夫 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆幸 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 4番 関 恒 美
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃 | 課長代理 (課務担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 主 任 (漁業調整担当) | 早 川 浩 一 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 小笠原支庁産業課 | 課長代理 (水産担当) | 布 目 忠 |
| 〃 | 主 事 (水産担当) | 山 本 敬 介 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 10番 浜 川 祝 男 11番 高 瀬 吉 安
- 8 報告事項
- 9 議 案
- (1) 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画(小笠原地区)(案)に対する意見聴取について(答申)
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会の令和4年度要望事項について

10 その他

11 議事事項

(午後2時55分 開会) 49:53

事務局長	出席状況の報告。本日は、4番関委員が欠席、その他14名出席（3番の岩田委員以外、ウェブ参加）。 資料の確認。 それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	公聴会のご出席皆様どうもありがとうございました。引き続きまして、第142回の委員会開催となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。まず、議事ですけれども、本日の議事録署名人をお願ひしたいと思ひます。順番では、10番の浜川委員、11番の高瀬委員にお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
10番、11番委員	はい、わかりました。
会長	よろしくお願ひいたします。初めに報告事項について、事務局、なにかありますでしょうか。
事務局長	特にございません。
会長	はい、わかりました。本日、議案が2件になります。議案の(1)で先ほどの公聴会の結果を踏まえ、「漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画小笠原地区(案)に対する意見聴取について(答申)」となります。事務局からお願ひいたします。
事務局長	【資料1】に基づき説明。
会長	はい、ありがとうございます。事務局からの説明のように先ほど公聴会で公述人6名の公述を受けました。この内容について、審議の上、正式に知事あてに答申を出すこととなります。何かご意見ございますでしょうか。 小笠原の高瀬委員、佐々木委員からご発言ありましたらお願ひしたいのですけれども
11番委員	はい、小笠原島漁協の高瀬です。先ほど公述人の公述があったとおり小笠原島漁協としては、このたびの漁場計画案のとおりお願ひしたいと思っております。皆様、よろしくお願ひします。
会長	はい。佐々木委員いかがでしょうか。
6番委員	はい。母島漁協の佐々木です。いま高瀬委員が言われた通りこの案でお願ひしたいと思ひます。
会長	はい。どうもありがとうございます。では、事務局、この後の手続きについて説明をお願ひいたします。

事務局長	【資料2】に基づき説明。
会長	はい、ありがとうございました。知事原案通りという決定どおりの答申案で回答するという事です。これでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	それでは、どうもありがとうございます。ご意見なければ続きまして、議案の(2)「全国海区漁業調整委員会連合会の令和4年度要望事項について」をお願いします。事務局からどうぞ。
事務局長	【資料3】に基づき説明。
会長	<p>はい、どうもありがとうございました。委員からの回答をまとめていただいておりますけれども、これまで同様に東京海区の3件については継続という意向でした。また、他の海区の状況の説明告もありましたが、やはり継続要望が多くなっていることが分かります。特に解決された案件もございませんし、状況が良くなっているということでもございませんので、要望を取り下げしてしまうことで問題はないという判断をされてしまうということが心配です。3件の要望について、継続したほうが良いかと感じております。</p> <p>文面については、事務局に工夫してもらい、同じような回答ではなく、何か前向きな回答の提案の仕方、要望の仕方を工夫いただければと考えております。また、遊漁者について、クロマグロの資源管理で問題が出てきております。今後、国が順次TAC導入の方針を出しているため、重要な課題と思っています。他の海区からの状況を見ながら、足りない部分については東京海区としても検討するという事で追加要望は今回見送ることでよいではないかと感じています。</p> <p>なお、クロマグロ遊漁の件について、来月の22日太平洋広域の委員会がありまして、議論になるはずで、次回の東京海区の調整委員会で、是非とも皆さんの意見を聞かせてもらえればと考えております。恐らく対面形式であろうということですので、文書による議論ですとかオンラインの画面のみの議論に比べれば皆様からのご意見を得られるのではないかと感じています。私の意見が長くなってしまいましたけれども、皆様から、文書回答では意を尽くせなかった部分がありましたら意見を頂ければと思います。</p>
10番委員	浜川です。
会長	浜川委員お願いいたします。
10番委員	VMSの件ですが、今年の初め位に、疑わしい案件が1件あったんです。結果的には違法操業はしてないということだったようですけれども、最近、漁船もかなり性能のよいレーダーを入れているもので、銭洲の海域からどの程度離れていたというのものはっきり分かったんですね。かなり疑わしいということなんで、埒が明かないので、例えばですね、一定期間空けて、疑義のあった案件については情報公開してもらおうような要望というのはどうなんでしょうか。すぐに出せないということで、毎回回答があるんですけども。例えば、公文書の開示と

	<p>か今言われてますよね。そういうような感じで、例えば1年後とか3年後とかに、何年何月何日にこういった案件があったという開示できないかという要望をしてはどうかと思うんですがどうなんでしょうか。毎回同じことの繰り返しで結局前に進んでないですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>東京海区からの要望としては、随分長く続けているんですが、ちっとも前に進まないよ。</p>
<p>10番委員</p>	<p>ちょっとニュアンスを変えて、情報公開っていう形で、会長なり水産課の課長なりが閲覧できるような形の要望というのはどうなんでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>実際に水産庁に対して疑わしい事例があった。それについては最近行われていないという風に聞いたよ。いかがでしょうか、事務局。</p>
<p>事務局長</p>	<p>特にその辺の情報というのは聞いてございません。実はコロナの関係で、この2年間は文書で水産庁に要望し文書で回答してもらおうというような形を取っております。以前、私が事務局をやっていた当時は、実際水産庁の幹部の方といわゆる意見交換会という形を取って、直接このようなやり取りをやっていました。来年の5月、6月頃、今の状況で分かりませんが、そのような場面もできるのかなと。実際、そこに立ち会るのが全漁調連の役員と事務局になります。今回、有元会長が監事ということで役員に就任してございます。その辺の機会があったら、会長からも、恐らく、水産庁長官をはじめ、各部長級の方の出席者に、直接意見を述べることもできるのではないかと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>直接の機会があれば、何か前向きな回答が得られるのかもしれませんが。こういう疑わしい事例が、何月何日どこであったというような記録を増やしていくしかないのかなと感じております。他にいかがでしょうか。</p>
<p>9番委員</p>	<p>馬場ですけども。</p>
<p>会長</p>	<p>馬場委員お願いいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>先ほどの浜川委員の意見を受けてですけども、これは全漁調連としても要望出していますが、東京都の漁業者からはこういうことは頻繁にあるので、東京都として、水産庁に面談を申し込むことも可能じゃないですか。その方が、水産庁にはむしろインパクトがあると思うんですよ。あと、浜川委員のお話であれば、例えば船名まではいわゆる容疑者相当なので出せないと思いますが、どこどこの海区でこういう疑わしい案件があって、例えばVMSを調べた結果違反はなかったというような情報を、逐次一定期間置いて開示してもらっただけでも抑止効果にはなるんだろうと思うんですよ。何もなかったかのように、事実自体がなかったかのように済まされるのではなくて、疑わしい声があって調べた結果何もありませんでしたということは公開してもらってもいいんだと思うんです。そういう要望の仕方もあるんじゃないかと思うんですけど。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。馬場委員から全漁調連のチャンネルだけではなく、直接の水産庁への東</p>

	京海区からの提案、調整といったものが一つ、面白いかもしれないですね。
1 番委員	いいですか、会長
会長	はい、どうぞ。
1 番委員	これは、東京都からは結構やってるんですよ。東京都のまき網対策協議会で水産庁とそういうことがあると必ず行ってやってるんです。開示してくださいと、それが全然だめで、今は全漁調連の方にも要望書を出したということになっているんですよ、これまでの経過はね。水産庁には、何かあったときには必ず行って開示してくださいということをやるとは、やっぱり全然相手にされないよ。
会長	最近、まき網対策協議会の会議はどうですか。
1 番委員	まき網の会議は最近やっていません。まき網側は、協定の関係となると今度は銭洲の問題を出してくるもので、東京都としては銭洲の問題は話し合いは一切しない、もう禁止ですからという話ですから。
9 番委員	あの、いいですか。
会長	馬場委員どうぞ
9 番委員	水産庁の基本的なスタンスは調整はやらないと自分たちは
1 番委員	取締りの件で、VMSを入れたときに、まき網側とは公開をしないという条件で、水産庁だけにするというような約束が入っているというお話ですよ。
9 番委員	それはその当時の話であって、今は漁業法も変わって、これだけ厳しく取り締まりが始まったわけで、全員に公開ではなく、水産庁と関連都県だけでも。
1 番委員	それを見せてくださいというような話しをしたんだと聞いてますよ。
9 番委員	いや、これはですね。向こうが問答無用にいう話ではないはずなんですよ。
1 番委員	だけど、我々は漁業取締の方じゃないですから、漁業取締の方の担当とは会わせていただけないんですよ。
9 番委員	それはいいんですが、水産庁の調整班になると思うので、そこに正式に持ち込んで、その部長なりと交渉するとか。
1 番委員	そこに言ったのだけれど、うまくいなくて要望書の形でお願いしたと
9 番委員	情報の開示はハードルが高いかもしれませんが、こういう疑わしい事案があって、水産庁でVMSを調べた結果違反はしてませんでしたという事実を公開してほしいというものもですか。
1 番委員	水産庁は、問い合わせれば、違反はしてませんとは言っていただけます。

9番委員	それを水産庁でちゃんと開示するという事です。一般が見られるように、ホームページでもどこでもできると思うので、それが抑止効果にもなるんじゃないか
1番委員	場所自体は教えられてないということになっているんですよ。相手の船の場所自体は
9番委員	どの海区くらいはできるはずなのでは。
1番委員	いや無理だと思いますよ。
9番委員	いやいや、これはここでやりあっても仕方ないんですが、言うべきだと思います。
会長	<p>長く同じ要望をしているので、疲れている部分もあるので、今回も継続と。その中で少しでも回答を得られるか、あるいは別チャンネルも使えるかどうかを含めて事務局と相談してみたいと思います。</p> <p>他に文書だけでは意を尽くせなかった意見があればお願いします。他にご意見なければ3件とも継続要望とさせていただきます。事務局この後の手続きをお願いいたします。</p> <p>本日の議案はこれで終わりますが、その他何かございますでしょうか。</p>
10番委員	浜川なんですけど、いいでしょうか。
会長	浜川委員、どうぞ。
10番委員	資料3の中で、遊漁者関係の新規の要望ってあるんですけども、今度の海区、対面でやるんですよ。どういった内容なのか、報告いただけますかね
事務局長	はい、わかりました。
10番委員	どこが出しているのか、どういう内容なのか分かれれば参考になるので。
事務局長	はい、わかりました。
会長	次回は対面でできるであろうと、遊漁者の件についての議論ができるように、あらかじめ準備と、浜川委員からの要望がありました。事務局からその他いかがでしょうか。
事務局長	本日はございません。
会長	委員の方から何かほかがあればお願いいたします。特になければ事務局から次回開催予定についてお願いいたしますが。
事務局長	水産課から1点ございます。
会長	水産課お願いいたします。

<p>水産課</p>	<p>水産課の漁業取締担当から報告します。今回は、本年6月の委員会でご要望のございました浮きはえ縄漁業の取締りにつきまして、操業が本格化する11月から3月まで取締りの強化を図ります。詳細は、機微情報にもなりますので、概略をご報告させていただきます。</p> <p>水産課では、現在実施している航空機、大型漁船による取締りについて、浮きはえ縄漁業を対象に、重点を置いて漁業監視を実施してまいります。また、島しょセンターからも、みやこ、やしお、たくなんの3隻の調査・指導船を、東京都海面の伊豆諸島、北黒瀬をはじめ浮きはえ縄漁場に振り向け、各支庁の水産担当職員が乗船し漁場監視を実施します。</p> <p>また、小笠原支庁からは、調査・指導船興洋が、11月のドック開けの時期を利用して同様に漁場監視を実施します。</p> <p>以上、水産課、島しょセンター、各支庁が連携し、クロマグロの漁期に集中的な漁場監視を実施します。なお、我々だけでは把握できない情報もございますため、漁業者の皆様におかれましても、違反船や密漁情報等の情報提供等、よろしくお願いたします。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、漁業取締担当から、くろまぐろ浮きはえ縄漁業の関係で、調査・指導船による監視・取締の強化について、各漁業者の皆さんにもご協力の依頼がありました。何かこのことでご意見あればお願いたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、最後の次回の予定をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次回の予定になります。第143回の海区漁業調整委員会につきましては、11月18日の木曜日午後2時からです。コロナの状況もだいぶ下がり始めていますが、都庁の委員会室ですと。スペース的に狭い状況もありますので、島しょ農林水産総合センターの会議室をお借りして、基本的に対面で、ご都合がつかない場合は、ウェブも併用に考えてございます。</p> <p>議題といたしまして、まず、伊豆諸島におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等すべき期間及び許可の有効期間についての知事諮問。そして、とびうお流しまき網漁業の同様の知事諮問でございます。次に、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領についての知事諮問でございます。委員会指示の関係では、浮きはえ縄漁業の委員会指示（1～5月）です。それから、活き餌の使用制限と、5議案を予定してございます。</p> <p>続きまして、同日の午前中に同じ会場で、岩田委員、丸委員、鈴木委員、浜川委員、高瀬委員につきましては、海面利用小委員会を考えてございます。議題は、活き餌の使用制限の委員会指示についてと、遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示の2点でございます。</p> <p>最後になりますが、年内に、もう1回委員会を考えてございます。議題は、本日海区漁場計画案の答申が決定しましたが、これに伴い、小笠原島漁協と母島漁協から、11月30日までの間に、免許申請を行う予定になってございます。そのため、海区委員会で審議が必要となります。そして、ハマトビウオの数量目標について、遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について、火光利用とびうお漁業の委員会指示について、そしていか釣り漁業の委員会指示についてと予定してあります。</p>

<p>会長</p>	<p>それから、その他の今後の予定でございます。会長が代表委員の太平洋広域漁業調整委員会と南部会が11月22日に開催されます。内容は、キンメダイの関係、クロマグロの関係、それからマサバの関係となっております。18日に第143回委員会もありますので、有元会長に会議で発言をお願いする事項がございましたら、この際にご提案いただきたいと思います。その他、現在日程調整中で、東京都資源管理型漁業推進協議会も対象委員の皆様は予定していただきたいと思います。</p> <p>はい、11月18日に第143回委員会、午前中には海面利用小委員会ということで、続けて出席の委員の皆さんよろしくお願いいいたします。11月22日の太平洋広域漁業調整委員会に向けて発言することがあれば、応えたいと思っております。</p> <p>それでは、第142回東京海区漁業調整委員会を終了したいと思います。長時間に亘り、どうもありがとうございました。</p> <p>次回は、やっと対面で開催できそうですので、よろしくお願いします。</p>
-----------	--

(午後3時35分、会長、第142回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)